

2-参-文教委員会-1号 昭和23年05月27日

○委員長(田中耕太郎君)

それでは会議に付する事件は次回の委員会に延期して、御協議いたすつもりでございます重要問題についてお諮りをいたします。

これは最近世上においていろいろ問題になり始めましたところの教育勅語の効力の問題でございます。これにつきましては本委員会といたしましても、五月二十日以来打合会を開きまして、これは二十日と五月二十五日、それから同二十六日、三回でございます。いろいろ慎重に御討議を願ったのでございます。五月二十日の初打合会におきましていろいろ御意見出ました。これをどういうふうに考えるかということにつきまして、大体四つのプロバビリティがございました。

その一つは、教育勅語の効力につきましていろいろ異議を差挟んでいる者があるとするならば、教育勅語の効力は、つまり憲法との関係において問題になるものと考えられます。その憲法との関係を明らかにして憲法の條章に従つてその効力がないものであるということを明瞭に闡明するという立場、それからこれはもうそういう必要はないのである。現状はすでに教育勅語の効力を否定しておるのであるからという立場、それから第三に、現状はそうであつても、併しこの際一層包括的な教育振興に関する決議の中で、そのことに触れるという立場、それから教育勅語は無効である。併しながら別個に教育に関するいろいろな問題があるから、それと切り離して決議をしたらいいじやないか、こういう主張がございました。これらの立場につきましては、例えば第一の立場、第二の立場、決を採つたわけではございません。或いは全然代表されていないような立場もございます。ただ併しそういう四つの可能性が考えられます。どれを採択されるかということが問題でございます。これにつきましては、衆議院の方ともいろいろ協議をいたしたりする必要もございましたわけで、従つて大体打合会の空気は私自身了承いたしましたようなわけで、打合会の申合せの結果は、委員長にどの立場を取るかということを一任するというようなことで、一應の結論に立ち至つたようなわけでございます。ところで、私といたしましては、衆議院の方の情勢等も、松本文教委員長といろいろ簡単に会合いたしまして、サウンドいたしておりました。又その間に各会派の方でもいろいろ御研究、御検討になつておることと存じまして、今日はこれにつきまして、何らかの結論を得なければならないような状態でございます。私一任を頂いておるような関係上、どの結論を採択するかということについて御報告申し上げなければならないようなわけでございます。併しながらこれは非常に重要な問題でございます。又今までの打合会には御出席頂いていないような方も、又従來の経過等も十分まだよく徹底しては御承知になつていない方もおありになりはしないかと思ひますので、この問題につきまして更にお集りを願つて御協議、結論に到達するのに慎重に慎重を期したいというわけで、今日の委員会の議題にいたしましたわけでございます。初めに私から申上げま

すことは、それだけでございます。いろいろこれにつきまして御質問、御意見等もおありになることと思いますから、どうぞ御発言をお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君)

それでは御一任を受けております関係上、私自身が到達いたしました結論を申し上げたいと存じます。私は今までの御論議を十分承わりまして、そこに自分の判断を加えましてやはり第三案に参るのがこの際最も妥当であり、又場合によつては必要ではないかというように存じておるような次第でございます。第三案と申しますのは先程ちよつと申し上げました、つまり大体多少この第三案を御審議なされた委員の方々の言葉に或いは理論とか論議には全く同じでない点があると存じますけれども、併し結局のところは教育勅語の現状、我が國の教育制度において教育勅語がどういふふうに取り扱われておるかということは、もうすでにはつきりしておるのである。この際それだけを取上げて教育勅語が憲法との関係においてどうなるかというようなことを究明する必要がないし、それは又妥当ではない、併しながら現下の情勢において教育に関してはいろいろな重要問題があるから、その決議をすることは今日極めて必要であるということがいえる。さような論議が世上に起つた機会において、この際國會が教育の根本理念に関する、特に教育基本法を徹底させる意味において確信のあるところの意思表示をするということが極めて必要ではないかというような意味であつたと考えていいかと思ひます。さような意味におきまして第三案を私といたしましては採択いたすのが適當ではないかと存じます。

○委員長(田中耕太郎君)

それではどういふやり方で結論に到達いたしますか、私の理解いたしましたところでは、大体大きく分類すると二つに分れると思ひます。一つは岩間委員の述べられました意見、つまり教育勅語は憲法第九十八條の問題である、これはいろいろ論議すれば切りがないのでありますが、結局さうであります。だからこれを切離して行き、國會として声明すべきだということであります。二つ、梅津委員の御意見は、基本法を再確認することによつて民主化するというようなことをお述べになりました。併し又趣旨においては羽仁委員、岩間委員の言われたところと共通のものが多分にあるといふふうには私は了解いたしました。その他岩本委員、柏木委員、若木委員、梅原委員、河野委員も結論においては第三案を支持されたように了解いたしました。中川委員、松野委員その他は名前は一々申しません。そこでこの際決を採りますか、それとも大体の空氣で以て確定いたしますか、その点を御教示願ひます。

○委員長(田中耕太郎君)

岩間委員の御発言というのは、教育勅語は、すでに死文化したものであるということ

を、はつきりさせるというような御趣旨でございますか。

○委員長(田中耕太郎君)

この点は、第三案を支持された諸君においても、全然同感だと思います。それで、つまり法律問題については、論議があるにしても、潜在意識として、まだやはり国民の中に、教育勅語万能の思想があるんだと、あり得ると……、教育勅語が、尚やはり現在の教育の指針になつておつて、外のこういう教育に関する古典だとか、或いは宗教、道徳の体系というようなものは、それ以下のものであるかのように考える思想が若しあるとすれば、それを拂拭しなければならないということは、委員の方は、全部の方が、一致しておると思います。さような意味で、岩間委員が言われましたところとも共通点がある。大は小を兼ねるというようなことにも私はなるんじやないかという意味に、承つておると、そういう気がしたのであります。

〔「委員長に委したらどうかね」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君)

それでは、大体……大体ではありません。結論に到達したと存じます。それで、第三案の中に、第一案の趣旨を盛るということにつきまして、御異議がないと思います。ただ法律的の問題につきましては、これは非常に疑義がいろいろあることでございますから、その点は触れないで、つまり民衆の意識の中に、まだ教育勅語が残っている。従來の形において残っているという事実があつたら、拂拭するということで、さような意味を強調すること、〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕それから手続の問題であります。これは、今日午後衆議院の方に、こちらの意向を十分伝えまして、こういうことは、衆議院の方が、或いは済んでおるかも知れませんが、又協議をいたしまして、お諮りしたいと思ひます。

2-参-文教委員会-2号 昭和23年06月15日

○委員長(田中耕太郎君)

それでは文教委員会を開会いたします。今日の議事日程は、教科書の発行に関する臨時措置法案(予備審査のための議案)、日本学術会議法案(予備審査のための議案)、学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(予備審査のための議案)、初めに御報告なり、又お諮り申上げたいことがございます。それは教育勅語の失効確認に関する決議案は、如何にして本会議に上程するかという問題で

ございまして、この点につきましては前回の衆議院との関係もあるし、委員長で以て然るべく取計らうようにということでございます。いろいろ考えまして、衆議院の方では各派共同提案の形で以て行くようでございます。従つてこちらもさようにいたしたらどうかと思ひます。発議者をどういふふうにいたしたらよいかということでございます。私自身の考えましたところでは、文教委員の方方全部が発議者になつて頂くのが適當ではないかと存じます。この問題は、委員会自体として審議して参つたわけではございません。そのために打合会の形式を取つて参つたのでございますが、實質上は、この問題については委員の方々が一番詳しいのでございまして、従つてさような意味で発議者になつて頂く、ただ併しその中から各派の会派の内部で以て賛成演説をされる方が出て來るだろうと思ひますし、又委員の方々が一番賛成演説をなさるのにも適當だから、自然にそういうことになりはしないかと思われまふ。さような場合には、発議者と賛成演説をされる方とは、これを兼ねることができないわけでありまふから、この発議者の中から除くといふふうにいたしたらどうかと思つております。如何なものでございまいしょうか。

5 閉-参-文部委員会-1 号 昭和 24 年 06 月 16 日

○委員長(田中耕太郎君)

それでは新聞で御承知のように、文教委員会が政府において組織せられまして、すでに委員も任命せられており、近々発足するということでありまふ。我々はどういう意味か存じまふせんが、さような機関或いはこれは非公式のものであるかも知れまふせんが、とにかくさようなスタッフが任命せられておるといふことにつきまして、その経緯等も何う必要があるんじやないか。それから新聞の傳えるところによれば、その第一着の仕事として教育勅語に代るべき教育綱領或いは教育宣言といふようなものが準備せられつつあるといふふうにも聞きましたのでありまふ。この問題については終戦後文部省においていろいろ考慮し、又審議の対象となり、又世間もそれについて考えさせられて参つたのでありまふ。教育基本法が制定せられました際の経緯もやはり教育勅語との関連を考慮に入れたわけでありまして、特に教育基本法において、各國の例にない教育の目的とか或いは教育の方針といふものが謳われておるゆえんのもの、従來教育勅語が我が國における唯一の教育の淵源として、各教育法令に引用せられており、その法令の衣を通して法規的体系の一部になつており、我が國の教育の枠を決めておつたといふような事情にもよるのでありまして、従つてさような次第で、教育基本法においてその関係を闡明する必要があり、つまり従來教育勅語一本で行こうといふ態度を改めて、もつと段階の廣い教育、又一層根本的な教育の理念を闡明したものと考へておる

わけであります。そういう教育法本法がすでに存在しておるのに、更に教育宣言とか或いは教育綱領を制定するという必要について、我々は文部当局がどういうふうにお考えになるか。又果してそういうふうな計画に対して原案を出されるようなことがあるかどうかというようなことも大分世間に問題にもなっておることでもあります。我々の委員会といたしましては、最もこれは重大なることだというふうに考えますので、文部大臣にこの点についての経緯なり、又今後どういうふうに文部省でこの問題に対して処置せられるのかということ伺いたいと思うのであります。

2-参-本会議-51号 昭和23年06月19日

○田中耕太郎君

只今上程になりましたところの、教育勅語等の失効確認に関する決議案につきまして、発議者の一人として提案の理由を御説明申し上げます。

文教委員におきましては、数次の会合を開きまして、この問題につきまして十分論議を盡し、検討を重ねました結果、各派共同して本決議案を提出いたしますことに意見の一致を見ましたのであります。先ず案文を朗読いたします。

教育勅語等の失効確認に関する決議案

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかりわれらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道德の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

諸君におかれましては、我々が今日かような決議をする必要がどこにあるかとの疑いを懐かれる向もあり得ると存じますので、先ずこの点につきまして御説明を申し上げます。

教育勅語は申すまでもなく、久しきに亘りまして、わが國の教育の唯一最高の指導

原理としての國民の教育上最も重要な役割をつとめて参りました。それは各個の徳目の内容は別といたしまして、主催者の訓示の形式を取っております結果といたしまして、天皇の神格化と相俟つて、往々極端な國家主義的に解釈されていたのであります。併し宗教と良心の自由が完全に保障せられました新憲法の下におきまして、教育勅語がその他の詔勅と共に、かような指導者原理としての性格を維持してならないことは当然の事理といわなければなりません。

そもそも教育勅語を如何に措置すべきかということにつきましては、終戦後間もなく政府部内、米國教育使節團、教育刷新委員会、貴衆両院及び一般言論界におきまして眞剣に檢討論議せられたところであります。文部省におきましては、先ず、昭和二十一年三月「國民学校施行規則」の中から、儀式の場合に勅語を奉読すべしとの項目を削除いたしました。又中等程度の学校に関する規定の中から、「教育は教育勅語の趣旨に則れ」という項目を削除いたしました。その次は昭和二十一年十月八日の文部次官通牒でございます。これは直轄学校長、公私立大学高等専門学校長及び地方長官に宛たるものでございまして、その表題は「勅語及び詔書等の取扱について」となっております。それは三つの点、即ち第一に、教育勅語を以つて我が國教育の唯一の淵源を廣く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求めなければならない態度を採るべきこと、二、式日等において、今後はこれを読まないこと、三、勅語及び詔書の謄本等を神格化して取扱つてはならないということを明示いたしました。併しながら教育勅語等の、教育の最高指導原理としての性格を明瞭に否定いたしましたのは、申すまでもなく新憲法及びその精神に則りましたところの、昭和二十二年三月三十一日、法律第二十五号の教育基本法であります。特にこの教育基本法は、従来我が國家、我が民族中心の教育理念に代りますのに、眞理と平和とを希求する人間の育成という理念を以ていたしたのであります。この教育基本法の前文と、第一條及び、第二條は、御承知のように、従来法律の例を破りまして、哲学的、倫理的な教育の理念を掲げておるのでございまして、外國にもその類例を見ないところと存じます。この点は議会におきまして、法案審議に際しまして問題になりました。つまり法律が哲学的、倫理的、宗教的、そういうような方面のことを規定すること自体が議会で問題になったのであります。併しかかる異例は教育勅語に代る新教育理念をしめすため止むを得ない措置であつたのでございます。更に教育基本法と同時に制定せられました学校教育法は、第九十四條で以て國民学校令から大学令に至るまでの各種の学校を廃止することを規定いたしました。その結果として、従来或いは皇國の道に則る教育、或いは國家中心の教育理念に関するさような内容を持つておる法令の規定も廃止せられるに至つたのであります。かような経過から見まして、終戦後取られましたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勅語はその他の詔勅と共に廃止せられてその効力を失い、倫理道に関する一つの過去の文書、歴史的文献に過ぎないものとなりまして、日本教育の最高原理としての性格を失うことに至つたものと認められるの

であります。要しまするに、終戦以来我が國家としましては、特に政府や立法府は、以上御説明申上げましたように、この問題を眞剣に取上げ、慎重に、併し相当大胆に考え且つ処理して参つたものでございます。それには多少の足らざるところはあつたにしても、我が國家としては怠慢ではなかつたと申すことができるのであります。併しながらかような立法的行政的措置が今日まで採られて参つたのに拘わらず、この事実を未だ十分認識せず又その意味を完全に理解せず、習慣的に或いは勅語をまだ神格化して観念したり、それが従来のような我が教育の最高指導原理としての性格を、今日尚持つておるかのように考える者も絶無とは申されないのであります。併し若しそうであるといたしまするならば、ポツダム宣言を忠実に且つ完全に履行することを誓つた我々といたしまして、この際改めて教育勅語等が効力を失つておる事実を明確にすると共に、それらの謄本を回収し、以て國民の思想の中に神がかり的な國家觀や、極端な國家主義的理念の最後の一滴も一掃する必要がないとは言えません。併しながら我々は教育刷新の、かような消極的方面だけで以て甘んじないで、積極的に教育基本法の明示する民主主義的、平和主義的な新教育理念の普及徹底に全力を傾注すべきことは申すまでもないことであります。これ我々が本決議をなすことを必要と考えましたゆえんでございます。

尚ここにご注意をお願いいたしたい点がございまして、それは本決議案が教育勅語等の失効を確認する性質のもので、教育勅語等が今始めて廃止せられたり、或いは排除せられたりするものでないという法理上の問題でございまして、我々の考えによりますると、教育勅語等は新憲法第九十八條第一項の中に規定していますところの憲法の條規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の條項、即ち「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」これが問題になつて参るのであります。憲法のこの條項は法規相互の関係を規律しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持つていまする法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、前に申上げました通り、教育勅語を援用し、その他皇國の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道德訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や國務に関する行為ではなく、従つて憲法の右條項とは全く関係がなくなつてしまつておるのであります。勅語と新憲法との間の関係が存し得ないようにすでになつておりますことは、教育基本法や学校教育法は新憲法実施前に、即ち昭和二十二年三月三十一日から施行せられておりました、その結果として、前に申上げましたように、それらの施行と同時に、勅語又はその精神を援用しておりました諸学校令中の規定は廃止せられ、それらの規定の中身になつておりましたところの勅語は法の内容ではなくなりまして、單に道德訓になつてしまつたということが明瞭でございまして、若し今日道德訓である勅語の憲法上の効力を論ずるとしまするならば、それは論語やバイブルが憲法違反

で無効であるかどうかということ云々すると同じく意味を成さないことになるのであります。かような理由からいたしまして、本決議案は勅語と憲法第九十八條第一項との関係に言及しなかつたのでございます。

以上申上げましたところの教育勅語の性格の問題は、要しますのに、教育基本法に関する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして、一層明瞭になるのでございます。我々は今後の教育におきまして、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならない責任を痛感するのであります。

以上の理由を以ちまして、我々は本決議案を提出することにいたしました。案文が甚だ簡単で、意を盡さない憾みがないではございませんが、以上申上げました趣旨をお酌取りの上、御賛成あらんことを切望します次第であります(拍手)

2-衆-本会議-67号 昭和23年06月19日

○山下榮二君

議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松本淳造君外三十四名提出、教育勅語等排除に関する決議案を、委員会の審査を省略してこの際議題となし、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君)

御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

教育勅語等排除に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。松本淳造君。

[松本淳造君登壇]

○松本淳造君

私は、各派共同提案であります教育勅語等排除に関する決議案提出にあたりまして、その趣旨を弁明いたしたいと思ふのであります。

申すまでもなく、永い間わが國民の精神を支配していました教育勅語等を排除するといふのでありますから、その影響するところはかなり甚大であると思ふのであります。従つて、この問題につきましては、すでに文教委員会等におきましても数回にわたる会合をもちまして、きわめて慎重に審議いたしましたわけでございますが、その結果、本日首題の通り、教育勅語等を排除するといふ決議案提出に至つた次第であります。なおこの教育勅語等の等でございますが、これは教育勅語に類する、主として教育関係の

勅語、詔勅、これらを意味するものでございまして、すなわち陸海軍軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等を指すのであります。この点、あらかじめ御了承おき願いたいと思うものであります。

まず主文を朗読いたします。

教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國體觀に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する

ただいま朗読いたしました主文の通りに、現在わが國は平和國家、民主國家としての建設の途上にあるのであります。それはポツダム宣言受諾以來、かつまた新憲法制定以來、確固として決定された國の方針であるといつて間違ひはないのであります。従つて、われわれといたしましては、その方面を目ざしまして、あらゆる改革を断行し、また断行せんとしておるのであります。ところが、それらの諸改革は、すでに制度上におきましては相当大幅に、画期約に、これがなされてまいりましたが、しかし、それらの制度上の改革に比べますと、いわゆる精神的內容についての改革、すなわち、いふところの精神革命に至りましては、未だしという感じがしないわけではないのであります。この点は率直に認めてよいことであろうと思うのであります。すなわち、従來の封権主義的、軍國主義的、超國家主義的な、そういった理念、精神から、個の尊嚴を確認しますところの民主主義的な精神の切替え、改革といったようなものが、まだまだ十二分にはなされていない、世界の水準にもなお達していないということは、遺憾ではあります。事実と言わなければならないのであります。従つて、新憲法は制定されましたが、依然として古い考え方が、未だに遺憾ながら残つておりますので、これら新旧二つの理念がときに衝突し、ときに矛盾し、その結果混乱をひき起して、そのために民主化の停滞性が現われておるといふ間違ひはないのであります。世間でいいますところの道義の頹廢、あるいは虚無的な、没理想的な生活展開のごときは、ひつきようするところ、この精神の混乱から生れてくる現象であるといふ間違ひはないのであります。

そこで、われわれといたしましては、かような混乱をいつまでも放置しておくわけには

まいりません。できるだけこれらを整理し、民主的な精神内容を國民の一人々々が正しく把握し、もつて理想とする平和國家としての体を整え、國際的にも信頼されなければならないことが急務であるのであります。そして、そのことを達成いたしますためには、何よりも教育によることが本質的に必要であるのでございまして、そのために、諸君も御承知でありますように、教育基本法をわれわれはすでに制定いたし、これによつて國民の指導原理を明らかにしているわけであります。

すなわち、その基本法におきましては、われわれは新らしき憲法の精神に則り、民主的で文化的な國家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希う人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目ざす教育を普及徹底しなければならないと、かように規定しているわけであります。

ところが、かように明確に規定しているのでありますけれども、遺憾ながらその規定及びその内容が、國のすみずみまで生命的に行き渡つていないうらみもあるのであります。そして、その効力を失つてしまつておりますところの教育勅語、あるいは陸海軍人に賜りたる勅諭、または戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等、これら教育に関する諸詔勅が、今日もお國民道徳の指導原理としての性格をもつていられるかのごとく誤解されている向きもあるのであります。この点は、民主革命の基本でありますところの精神革命の達成には、かなり重要なポイントでございまして、これをこのまま見逃がしておくことは、決してわが國の現在にとつて、さらに將來にとつて、よいことであらうとは考えられないわけであります。

ところで、なぜそのような誤解が残っているのであるか。これが問題になつてまいりますが、これは前にも申しました通り、新憲法あるいは教育基本法の精神が、未だ國民の精神内容そのものになつていない結果であることは、言うまでもないことでもありますけれども、しかし何と申しましても、これらの諸詔勅に対する措置が、法制上または行政上における措置が、今日まで十分にとられていなかつたと考えなければならないのであります。

といつて、その措置が全然なかつたわけではありません。たとえば、昭和二十一年三月には儀式の場合に勅語を捧読せよとの項を削除し、教育は教育勅語の趣旨に則れの項を削除しました。次いで、昭和二十一年十月八日、その当時の文部省は、次官通牒の形式をもつて、「教育勅語をもつて我國教育唯一の淵源とせず、式日等に捧読の慣例をやめる。保管及び捧読に際しては神格化しない。」と、一應行政上の措置をとつておることは事実であります。

けれども、その措置がきわめて消極的でありまして、徹底を欠いているうらみがあるのでありますから、ほんとうに勅語を廃止したのか、失効せるものとして認めておるのか、自然消滅をでも期しておるのであるか、いずれにせよ、徹底的な措置がなされているとは言いがたい点があるのであります。従つて、今もなお教育勅語の謄本は、各学校に

保管させて、そのままにしているような状態であります。だから國民におきましても、はたして勅語が失効したのか、効力をもっているのであるか、生きているのであるか、その辺か判断がわからないのでありますから、そこにいろいろな誤解が生れてくるわけがあります。

これらを一應考えます場合におきまして、われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。それが憲法第九十八條にも副わないうえんでありまするので、この際この條規に反する点を認めまして、われわれはこの教育勅語を廃止する必要があると考えざるを得ないわけであります。これは単に國內的の視野においてのみ見るのではなくして、國際的の視野においてもこれを見ます場合に、特に明らかにしておくことが必要でありますので、本日衆議院は、院議をもつてこれらの諸詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言し、政府をしてただちにこれら詔勅の謄本を回収せしめ、この際はつきりと排除の措置を完了せしめたいと思うのであります。

以上、簡單ではありまするが、教育勅語等排除に関する決議案上程に際しまして、その趣旨を弁明した次第であります。何とぞ諸般の事情を御明察賜わりまして、御賛成あらんことを切に希望してやまない次第であります。(拍手)

○國務大臣(森戸辰男君)

ただいま本院の御採択になりました教育勅語等排除に関する決議に対し、私は文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表するとともに、一言所見を申し述べたいと思います。

敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く揚げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました。本院のこのたびの決議によつて、あらためてこの事実を確認闡明せられましたことは、まことにごもつともな次第であります。この際私は、この問題に関しまして文政当局のとつてきました措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申を上げたいと存するのであります。

詔勅中最も重要である教育勅語につきましては、終戦の翌年、すなわち昭和二十一年三月三日、文部省は省令をもつて國民学校令施行規則及び青年学校規程等の一部を停止いたしまして、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日、文部省令において國民学校

令施行規則の一部を改正いたしまして、式日の行事中、君ヶ代の合唱御眞影奉拝、教育勅語捧読に関する規定を削除いたしました。この行政措置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特種の効力を失効いたしましたのであります。昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、これに基いで、翌二十二年三月教育基本法が制定せられることになりましたが、この法律は、その前文において、これが日本國憲法に則り教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するためのものであることを宣言いたし、教育の基本原則がこれに移つたことを明らかにいたしました。学校教育法が制定され、それと同時に、國民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止されたのであります。これらの立法的措置によりまして、新教育の法的根拠が教育基本法及び学校教育法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。

さらに思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒をもつて、教育勅語を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないように、注意を喚起いたしましたのであります。

かようにして教育勅語は、教育上の指導原理としては、法制上はもちろん、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのでありますが、その謄本は、今日なお学校に保管されることになつておるのであります。ところが、この点につきましては、永年の習慣から誤解を残すおそれもあり、また將來濫用される危険も全然ないとは申されません。そこで、今回の決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は、全部速やかにこれを文部省に回収いたし、他の詔勅等も、決議の趣旨に副うて、しかるべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅くとることによつて、教育の刷新と振興とをはかり、もつて本決議の精神の実現に万全を期したいと存じておる次第でございます。(拍手)

